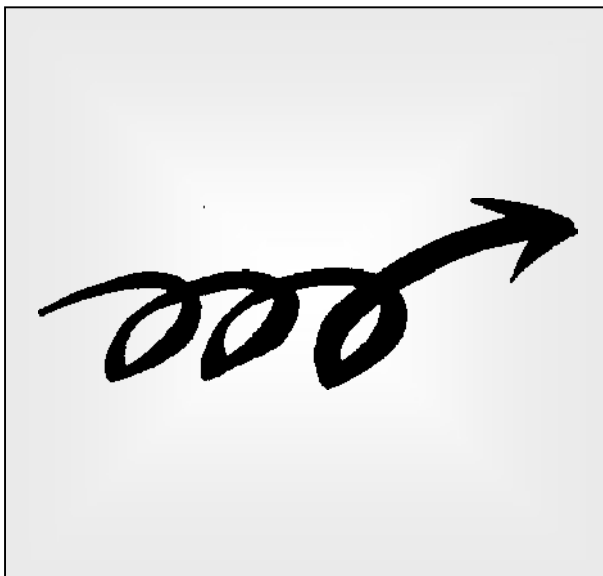


令和5年度

豊田市区長会 第2回 役員会



区長会シンボルマークの趣旨

このシンボルマークは、
「人づくり・まちづくり・幸せづくり」
をひとつひとつの輪に託し、心を合わせて
伸びていくことを表現しています



市民の誓いシンボルマークの趣旨

「豊田市の花『ひまわり』の種をモチーフに、本文の5項目を明るいラインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表しています。このシンボルマークは、市の花「ひまわり」のなかに5つの誓いを5本の指で表現しています。

日 時 令和5年4月26日（水） 午後2時から

場 所 豊田市役所 南庁舎5階 南51会議室

次 第

【司会 深津副会長／場所 市役所南庁舎 5 階 南 5 1 会議室】

1 豊田市民の誓い唱和 福士書記

2 会長 挨拶

3 豊田警察署 報告・説明 ページ

1	犯罪発生状況・交通事故発生状況について		別紙
	報告内容	・別紙のとおりです。 —	
2	警察署と地区区長会との連携について		別紙
	依頼内容	・地区区長会日程の確認を行い修正があれば区長会事務局へご連絡ください。 —	

4 区長会 報告・確認・協議事項 ページ

1	区長会費用弁償の支給について		1
	報告内容	・別紙のとおりです。 —	
2	地区区長会運営費の口座確認について		別紙
	依頼内容	・豊田市区長会及び豊田市区長会共済会から各地区区長会の口座に「地区運営費」を振り込みます。（振込予定日：6月9日） ・変更の有無に関わらず、区長会事務局に口座の報告をお願いします。 【報告期限】5月12日（金） 【提出先】区長会事務局（地域支援課）又は支所（電話：34-6629/FAX：35-4745） —	
3	区長会役員への各種委員委嘱（案）について		3
	協議事項	・別紙のとおり各種委員への就任をお願いします。 ・承諾書等の提出が必要な方におかれましては、同封の書類を担当部署へ直接ご提出くださいますようお願いいたします。 —	
4	区長会総会の運営について		4
	報告内容	・別紙のとおりです。 —	
5	「豊田市自治区長名簿」配布の廃止について		7
	報告内容	・別紙のとおりです。 —	
6	第55回豊田おいでんまつり協賛について		8
	報告内容	・別紙のとおりです。 —	

5 共済会運営委員会 報告事項

ページ

1	今期見舞金の支給状況について		—	12
	報告内容	・状況は別紙のとおりです。 ・事故報告書等は早めに提出をお願いします。 ※事故報告書は原則5日以内です。すぐに事故報告書を提出できない場合は、 <u>事故後直ちに支所又は区長会事務局へご一報ください。</u>		

6 豊田市等からの依頼・情報提供事項

資料
番号

1	令和5年度全国一斉情報伝達訓練の実施について		防災対策課	1
	依頼内容	・防災行政無線を通じて訓練放送が実施されます。 ・受信状況の確認をお願いします（自治区放送施設を有する自治区のみ）。 【連絡先】 防災対策課 電話：34-6750/FAX：34-6048		
2	豊田市地域包括支援センター事業への協力をお願い		高齢福祉課	2
	依頼内容	・高齢者の生活を地域のネットワークで総合的に支えるために、中学校区ごとに設置している高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターから、会議等への参加や回覧の依頼等をさせていただくことがありますので、御協力をお願いします。 【連絡先】 高齢福祉課（電話：34-6984/FAX：34-6793）		
3	行方不明高齢者等に関する取組への御協力をお願い		高齢福祉課	3
	依頼内容	認知症による行方不明高齢者等の情報を提供しますので、可能な範囲で、早期発見等に御協力ください。 ・「かえるメールとよた」への登録をお願いします。 ・行方不明対策5事業の案内ちらしを回覧していただける自治区は下記連絡先まで御連絡ください。 【連絡先】 高齢福祉課（電話：34-6984/FAX：34-6793）		
4	地域の生活交通に関する自治区アンケート調査		交通政策課	4
	依頼内容	豊田都市交通研究所では、豊田市の生活交通施策や交通安全対策をサポートするために、地域の交通実態について研究しています。その一環として、自治区の実態やご意向を把握するため、アンケート調査を実施しますので、ご回答いただき当研究所へご提出ください。 【期 限】 令和5年5月31日（水） 【連絡先】 豊田都市交通研究所 山崎 電話：31-7543 /FAX：31-9888		

5	令和5年度の豊田市社会福祉協議会の事業等について		社会福祉協議会	—
	依頼内容	・各地区区長会で、社会福祉協議会の事業や日赤活動資金、社協会費、共同募金の募集について説明します。 【連絡先（社協事業について・会費等の募集について）】 豊田市社会福祉協議会総務課（電話：34-1131/FAX：32-6011）		
6	豊田市開発事業に係る手続等に関する条例について		開発調整課	—
	依頼内容	・条例の詳細な内容を各地区区長会で説明します。 【連絡先】開発調整課（電話：34-6744/FAX：34-6011）		
7	避難行動要支援者の支援について		福祉総合相談課	—
	依頼内容	・避難行動要支援者の支援について、昨年度に引き続きご協力をお願いします。 ・6月地区区長会で、避難行動要支援者名簿の更新、名簿の活用方法等の説明を行います。 【連絡先】福祉総合相談課（TEL:34-6791 / FAX:33-2940）		

7 5月区長便のお知らせ

・・・ 13

8 その他

（１）【参考資料】自治区・地区コミュニティ会議等に対する委員推薦依頼一覧 …… 別紙

【第3回役員会】 5月31日（水） 14：00～ 市役所南庁舎5階 南51会議室

豊田市区長会費用弁償支給規程

1 支給対象となる会議等

- (1) 区長会定例会議としての役員会、4 役会議、総務委員会、会計監査、選考委員会
- (2) 区長会活動の一環として、臨時に開催される会議等で、会長が必要と認めるもの
- (3) 主催団体からの正式な依頼により、区長会代表委員として会議、行事に出席した場合で、主催団体から報酬、謝礼、報償金又は費用弁償の類が支給されない場合

2 費用弁償の額

費用弁償の額は、交通費実費支弁額とし、次の区分による額とする。

- (1) 会議等の場所から地区区長会の属する交流館・支所までの距離を直線で測定し、全行程が1 km以上ある場合に、30 円/km（全行程で 1 km 未満の端数は切り捨てる。）を支給する。
- (2) 会議等の場所が豊田市役所である場合の費用弁償額は、下表のとおりとする。

区長会名	費用弁償額	区長会名	費用弁償額
崇化館地区	30円	若園地区	570円
梅坪台地区	150円	猿投台地区	270円
浄水地区	240円	井郷地区	270円
朝日丘地区	90円	猿投地区	480円
逢妻地区	180円	保見地区	390円
高橋地区	120円	石野地区	540円
美里地区	120円	松平地区	360円
益富地区	240円	藤岡地区	780円
豊南地区	210円	藤岡南地区	540円
末野原地区	270円	小原地区	1,260円
上郷地区	450円	足助地区	900円
竜神地区	270円	旭地区	1,470円
若林地区	480円	下山地区	930円
前林地区	540円	稲武地区	2,100円

- (3) 区長会会長が出席するもので、区長会行事（総会、役員会、4 役会など）を除く会議及び行事に出席したときは、前号の規定による費用弁償を行わないものとし、1 回につき 3,000 円を支給する。

附則 この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附則 この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附則 この規程は、平成２８年４月１日から施行する。
(区長会会長用の費用弁償を追加する。費用弁償の浄水地区を追加する。)

附則 この規程は、令和２年４月１日から施行する。
(区長会会長用の費用弁償を１回あたり２，０００円から３，０００円に変更する。)

区長会会長の行動費について（内規）

会長の行動費について以下のとおりとする。

費用弁償：３，０００円×１００回＝３００，０００円の定額で支給する。
支払方法：年２回（前期分９月、後期分３月）

附 則
(施行期日)

１ この内規は、平成２８年４月１日から施行する。

(施行期日)

１ この内規は、令和２年４月１日から施行する。

(費用弁償を１回あたり２，０００円から３，０００円に変更する。)

区長会役員への各種委員委嘱（案）

N O	所管する 所属・機関	組織名	就任する 役職	R5			
				地区名	自治区名	職名	役員氏名
1	経営戦略課	豊田市市政顧問会議	委員	藤岡	上渡合	会長	阿垣剛史
2	産業労働課	中村寿一・豊田喜一郎顕彰会	世話人	藤岡	上渡合	会長	阿垣剛史
3	こども・若者政策課	“社会を明るくする運動” 豊田市推進委員会	委員	藤岡	上渡合	会長	阿垣剛史
4	交通安全防犯課	豊田市交通安全市民会議	会長	藤岡	上渡合	会長	阿垣剛史
5	防災対策課	豊田市防災会議	委員	藤岡	上渡合	会長	阿垣剛史
6	防災対策課	豊田市国民保護協議会	委員	藤岡	上渡合	会長	阿垣剛史
7	公園緑地つかう課 （西山公園）	豊田市緑の募金委員会	副会長	藤岡	上渡合	会長	阿垣剛史
8	地域包括ケア企画課	（公財）豊田地域医療センター	評議員	藤岡	上渡合	会長	阿垣剛史
9	企画課	総合計画審議会	委員	藤岡	上渡合	会長	阿垣剛史
10	豊田市社会福祉協議会 総務課	①豊田市社会福祉協議会 ②豊田市共同募金委員会	①副会長 ②会長	藤岡	上渡合	会長	阿垣剛史
11			①②評議員 （兼任）	上郷	中和会	理事	奥田清仁
12	豊田・みよし防犯 協会連合会事務局	豊田・みよし防犯協会連合会	会長	藤岡	上渡合	会長	阿垣剛史
13			監事	若園	花園町	副会長	寺田典明
14			常任 理事	竜神	緑ヶ丘	理事	中野昌則
15	循環型社会推進課	豊田市資源循環促進検討会議	構成員	若園	花園町	副会長	寺田典明
16			構成員	松平	松平志賀町	理事	鈴木隆之
17	商業観光課	豊田おいでんまつり実行委員会	委員	崇化館	二区東部	副会長兼書記	深津澄男
18	環境政策課	とよた・ゼロカーボンネットワーク	委員	崇化館	二区東部	副会長兼書記	深津澄男
19	秘書課	豊田市表彰審査委員会	委員	猿投台	青木台	副会長兼会計	山口五郎
20	循環型社会推進課	とよたエコライフ倶楽部	代表	豊南	今	書記	福士範行
21	都市計画課	名古屋鉄道三河線整備促進期成同盟会	会員	若園	花園町	副会長	寺田典明
22	豊田市社会福祉協議会 共生推進課	地域福祉活動推進委員会	委員長	高橋	市木町	会計	吉見匡保
23	社会福祉法人 豊田市福祉事業団	豊田市福祉事業団理事会	委員	梅坪台	梅坪町	理事	大谷忠司
24	総務監査課	豊田市社会福祉審議会	委員	朝日丘	樹木	理事	伊藤一廣
25	こども・若者政策課	豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議	委員	逢妻	本地新田	理事	竹原田 力
26	地域支援課	豊田市民の誓い推進協議会	役員	猿投	本徳町	理事	山田和孝
27	都市計画課	豊田市都市計画審議会	委員	美里	第一宝来	理事	岡本 涉
28	公園緑地つかう課	豊田市市街地緑地保全審議会	委員	浄水	大清水	理事	上島貴吉
29	環境保全課	豊田市不良な生活環境を解消するための審議会	委員	若林	若林	理事	都築和彦
30	福祉総合相談課	豊田市民生委員推薦会	委員	前林	駒場	理事	手島正文
31	経営管理課	豊田市上下水道事業審議会	委員	末野原	大林町	理事	板倉武彦
32	環境政策課	豊田市環境審議会	委員	井郷	天童	理事	杉浦基之
33	国際まちづくり推進課	豊田市多文化共生推進協議会	委員	保見	大畑	理事	加藤富則
34	行政改革推進課	豊田市地域経営懇話会	委員	益富	五ヶ丘第8	理事	高村伸一
35	市民活躍支援課	豊田市生涯学習審議会	委員	藤岡南	深見	理事	大山昌史
36	交通政策課	豊田市公共交通会議	委員	足助	萩野	理事	青木信行
37	市民活躍支援課	豊田市シルバー人材センター	理事	下山	大沼	理事	鈴木 悟
38	開発調整課	豊田市開発事業対策協議会	委員	石野	勘八	理事	小山伸二
39	スポーツ戦略課	豊田市ラリーをいかしたまちづくり実行委員会	委員	旭	築羽	理事	安藤国博
40	人事課	豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会	委員	小原	小原中	理事	鈴木雅和
41	福祉総合相談課	第5回地域共生社会推進全国サミットinとよた実行委員会	委員	藤岡	上渡合	会長	阿垣剛史
42	国保年金課	年金委員	委員	藤岡	上渡合	会長	阿垣剛史
43			委員	若園	花園町	副会長	寺田典明
44			委員	崇化館	二区東部	副会長兼書記	深津澄男
45			委員	猿投台	青木台	副会長兼会計	山口五郎
46			委員	豊南	今	書記	福士範行
47			委員	高橋	市木町	会計	吉見匡保

豊田市区長会定期総会運営について

1 概 要

- (1) 期 日 令和5年5月13日(土)
- (2) 時 間 午前11時 開会 (受付: 10時30分開始)
- (3) 会 場 豊田市民文化会館 小ホール(豊田市小坂町12-100)
- (4) 対 象 者 令和5年度区長、令和4年度4役、区長永年表彰者、一般表彰者
- (5) 来賓予定 市長・社会福祉協議会長・地域振興部長
豊田警察署長・足助警察署長

2 スケジュール

令和4・5年度4役及び令和5年度正副総務委員長は、10時50分に壇上へご集合ください。

予定時間	令和5年度区長
10:50	自由席 ※出欠の変更があった場合は、令和5年度総務委員が取りまとめて受付に報告
11:00	総会開会
12:15	総会閉会 解散

3 出欠確認体制

総会当日の受付混雑回避のため、総務委員の皆様は4月28日(金)までに別紙「総会出欠確認票」にて地区の出欠を取りまとめ、支所または地域支援課に御提出ください。(FAX可)

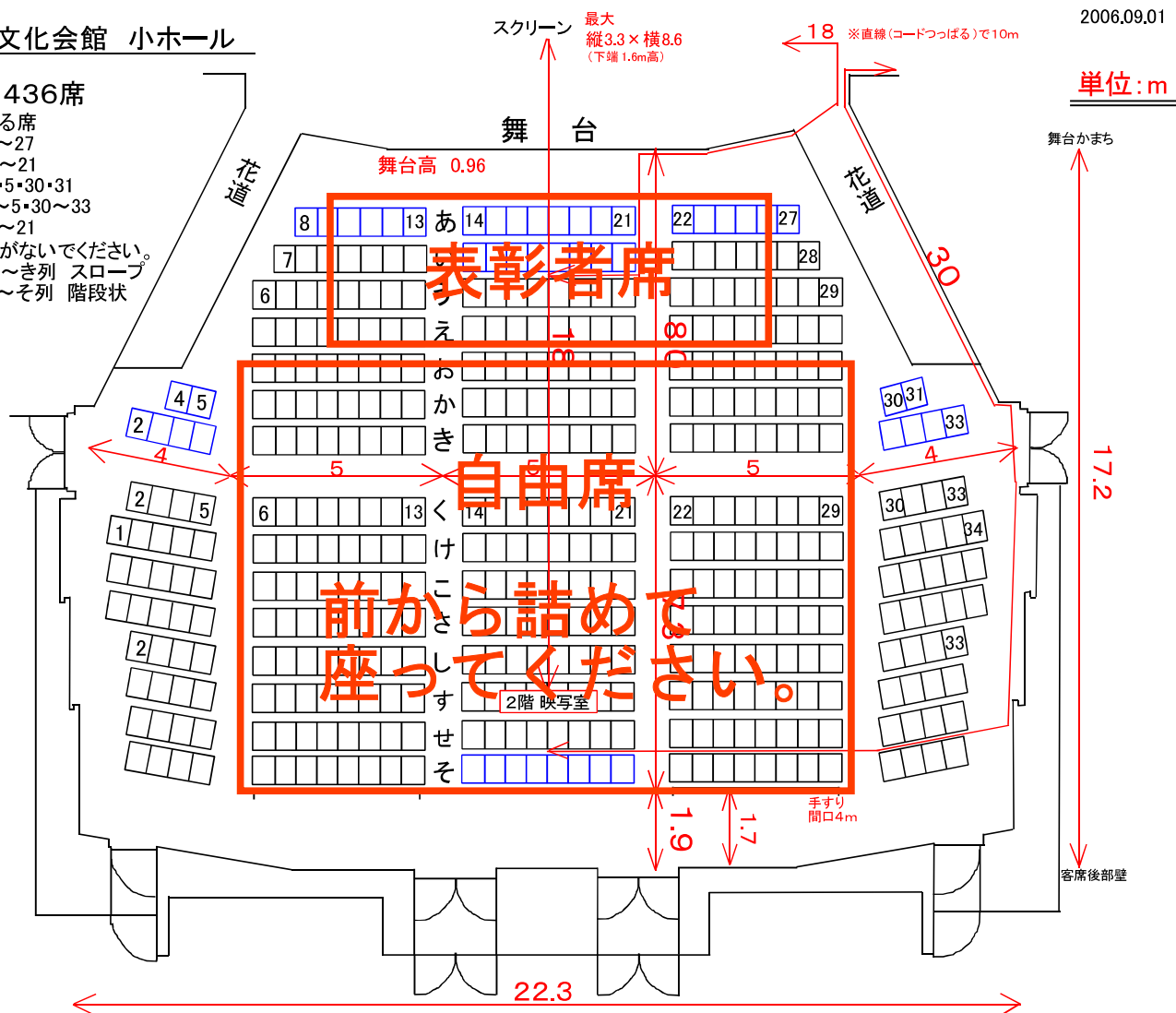
地区名	自治区名	区長名	地区名	自治区名	区長名
崇化館(12)	一 区	中川隆英	若 園(3)	吉原町	山内康孝
梅坪台(4)	上 原	山本孝宏	猿投台(11)	下越戸	呉山永石
浄 水(5)	逢妻町	田中正樹	井 郷(5)	井 上	後田澄夫
朝日丘(7)	下 林	河合 保	猿 投(8)	猿 投	眞木 保
逢 妻(11)	本 地	岡部千治	保 見(13)	東保見町	湯浅進也
高 橋(15)	上 野	岩田弘勝	石 野(19)	力石町	阿部金一
美 里(14)	御 立	水野吉朗	松 平(22)	王 滝	鈴木敏道
益 富(14)	志賀町	鶴田政勝	藤 岡(18)	北一色	島田 勝
豊 南(9)	山之手	川上正弘	藤岡南(6)	藤 営	藤本修身
末野原(11)	鴛 鴨	長谷川芳孝	小 原(12)	太 平	加藤 章
上 郷(17)	上中島	成田達治	足 助(14)	足 助	三宅利幸
竜 神(8)	東 田	天野政敏	下 山(7)	和 合	加藤幸峰
若 林(4)	高美町	伊藤篤勇	旭(5)	小 渡	田村重幸
前 林(11)	西 岡	永田正明	稲 武(13)	富永町	伊藤秀治

※ 4月29日以降に出欠の変更があった場合は、総務委員(欠席の場合は役員)が地区ごとに取りまとめて総会当日に会場受付へ御報告をお願いします。

4 進行・役割分担表

時間	内 容	担 当	備 考
10:30	受 付	事務局	
11:00	市民の誓い唱和	福士 範行	前副会長（司会者）
	開会のことば	鈴木 隆之	前副会長兼書記
	会長あいさつ	深津 澄男	前会長（3分）
	永年退職区長 豊田市感謝状贈呈	太田 稔彦	市長
	永年退職区長 区長会感謝状贈呈	深津 澄男	前会長
	表彰規程に基づく区長会感謝状贈呈	深津 澄男	〃
	来賓祝辞	太田 稔彦	市長（3分）
	〃	野村 喜之	豊田警察署長（3分）
	（足助警察署長・社会福祉協議会長・地域振興部長は自席であいさつ）		
	— 休 憩 —		
11:30			
	総会議長選出	福士 範行	前副会長
	議長登壇	川上 稔	逢妻地区
	（以下議案ごとに 逢妻地区で拍手への協力）		
	令和4年度豊田市区長会事業 報告	阿垣 剛史	前副会長兼会計
	〃 会計決算 報告	阿垣 剛史	前副会長兼会計
	〃 会計監査 報告	澤田 博文	前会計監査
	令和4年度区長会共済会事業 報告	阿垣 剛史	前副会長兼会計
	〃 会計決算 報告	阿垣 剛史	前副会長兼会計
	〃 会計監査 報告	澤田 博文	前会計監査
11:50	豊田市区長会会則の改正（案）	鈴木 隆之	前副会長兼書記
	令和5年度豊田市区長会役員選任 報告	鈴木 隆之	選考委員長
	前4役降壇		
	会長あいさつ	阿垣 剛史	新会長（3分）
	自己紹介（4役・総務委員会正副委員長）		
	令和5年度豊田市区長会事業計画 提案	山口 五郎	新副会長兼会計
	〃 会計予算 提案	山口 五郎	新副会長兼会計
	令和5年度区長会共済会事業計画 提案	山口 五郎	新副会長兼会計
	〃 会計予算 提案	山口 五郎	新副会長兼会計
12:10	議長降壇		
	進行	寺田 典明	新副会長
	連絡事項 「まちと川を美しくする会」推進と 報告会 事業報告及び事業計画	深津 澄男	新副会長兼書記
	閉会のことば	寺田 典明	新副会長

- 取外しできる席
あ列 8~27
い列 14~21
か列 4・5・30・31
き列 2~5・30~33
そ列 14~21
- 通路をふさがないでください。
- 床は、あ列~き列 スロープ
く列~そ列 階段状



- ・客席前部の席を取り外して車椅子席として使用する場合は、通路にスロープを設置します。そのための準備時間と人手の確保をお願いします。
- ・取り外した客席を舞台上に収納するときは人手の確保をお願いします。
- ・客席後部の車椅子席は、手すりの後ろになります。
- ・補助イスを置くことができます。場所は客席後部2ヶ所の手すりの後ろです。7脚ずつです。この場合、定員は450人になります。手すり後ろを車椅子席として使う場合は、補助イスを置くことができません。

令和5年4月26日

自治区長 各位

「豊田市自治区長名簿」配布の廃止について（御報告）

見出しの件につきまして、下記のとおり御了承ください。

記

1 内容

令和5年度以降、全自治区長への「豊田市自治区長名簿」配布の廃止
（令和4年度までは支所経由で配布）

2 理由

自治区長の個人情報保護のため。

3 自治区連絡先を知りたい場合の対応

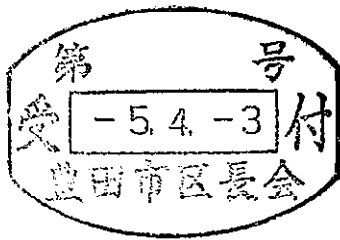
担当支所または地域支援課へ問合せください。

《連絡先》

豊田市区長会事務局
（豊田市役所地域支援課内）

Tel 34－6629

Fax 35－4745



令和5年3月吉日

豊田おいでんまつり協賛法人 様

豊田おいでんまつり実行委員会

会長 安 田 明 弘
(公 印 省 略)

第55回豊田おいでんまつり協賛について（御案内）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、豊田おいでんまつりに格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年は下記日程にて、第55回豊田おいでんまつりを開催いたします。

豊田おいでんまつりは、毎年、多くの企業・個人の皆様の御協賛により開催しております。まつりの内容を充実させ、より多くの皆様にお楽しみいただけるまつりとするため、皆様からの御支援・御協力を心よりお願い申し上げます。

記

1 開催日程

マイタウンおいでん 6月 3日（土）～7月9日（日）
おいでん総踊り 7月29日（土）
花火大会 7月30日（日）

2 その他

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた内容が中止になる場合がございます。何卒御容赦くださいますようお願いいたします。
まつりの開催情報については豊田おいでんまつり公式ホームページ
<https://www.oidenmaturi.com/> にて御確認いただけます。
- ・手続の都合上、御入金は6月1日（木）から7月31日（月）までに行っていただくようお願いいたします。

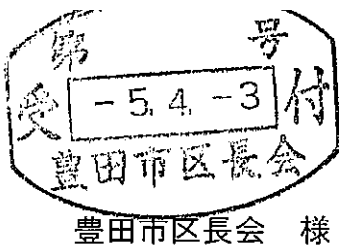
【問合せ】

豊田おいでんまつり協賛事務局

電 話 0120-748-758

（平日 午前10時から午後6時）

FAX 0565-37-8152



令和5年3月吉日

豊田おいでんまつり実行委員会

会長 安田 明 弘
(公 印 省 略)

第55回豊田おいでんまつりの賞状・賞金協賛について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、豊田おいでんまつりに格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年は下記日程にて、第55回豊田おいでんまつりを開催いたします。

つきましては、まつりの内容を充実させ、多くの皆様にお楽しみいただけるものとするため、前回同様、御支援と御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 開催日程

マイタウンおいでん 6月 3日（土）～7月9日（日）
おいでん総踊り 7月29日（土）
花火大会 7月30日（日）

2 第55回豊田おいでんまつりへの賞状・賞金協賛依頼内容

- ①賞状1点 マイタウンおいでん「豊田市区長会賞」
- ②賞金6,000円の協賛

3 その他

- ・ご協賛いただける場合は、別添「豊田おいでんまつり協賛申込書（法人用）」にご協賛内容をご記入の上、豊田おいでんまつり協賛事務局までお送りください。
※その他にもご協賛いただける場合は、併せてご記入をお願いいたします。
- ・賞状のお受渡しの方法等の詳細は、別途担当よりご連絡を差し上げます。

【問合せ】

豊田おいでんまつり協賛事務局

電 話 0120-748-758（平日 午前10時から午後6時）

FAX 0565-37-8152

第55回豊田おいでんまつり 広告協賛掲載原稿校正のお願い

豊田市区長会

様

ご担当者様名: 中山様 連絡先:

<返信先> 豊田おいでんまつり協賛事務局 (株式会社トヨタエンタプライズ)
担当: 熊谷・辻

Mail: order@toyota-ep.co.jp

FAX: (0565) 37-8152

TEL: 080-4085-3452

☐ 不足・変更用画像データ送付先

order@toyota-ep.co.jp

[担当/熊谷・辻]

この度は第55回おいでんまつりの広告協賛をご検討いただき、誠にありがとうございます。第54回おいでんまつりにて広告協賛いただきました校正を送付致します。広告協賛をお申込いただいた際には、こちらの校正用紙をご活用いただけますと幸いです。

※修正がない場合も下記に○印をつけてご返送ください。

原稿の修正が	ある	・	ない	修正()箇所
--------	----	---	----	---------

※どちらかに○をお付けください。

※修正がある場合は修正箇所数をご記入いただき、

修正内容は、下記広告版下に直接ご記入ください。

※修正が無い場合は、
校正欄にご担当者様の
捺印をお願いいたします。

校了	
----	--

【必須チェック項目】

☐ 企業名

☐ 住所

☐ 電話番号・FAX番号

☐ URL (ある場合は)



第55回豊田おいでんまつり協賛のご案内 法人用

豊田おいでんまつりは、マイタウンおいでん及びおいでん総踊りからなる「踊り」と、「花火大会」により構成されます。市民が楽しみ、感動し、訪れる人を温かく迎えることができるようなふるさとのおまつりを、市民・事業者・行政の共働りの力で開催するため、豊田おいでんまつりへのご支援・ご協力をお願い致します。

マイタウンおいでん 6/3(土)～7/9(日)

おいでん総踊り 7/29(土)

花火大会 7/30(日)

花火

公式ガイドに貴社名を掲載!!

返礼として花火大会協賛席入場券を進呈!!

1.法人花火

1口 8,000円

■募集口数 800口

返礼 花火大会協賛席入場券(イス指定席1枚/1口)

※席仕様:ハイブイス

2.販売促進用

1口 73,000円

法人・商店さま向けに、花火大会協賛席入場券を自社の販促用として使える枠を設けました。ぜひ新規顧客の獲得・販売促進にご活用ください。

■募集口数 40口

返礼 花火大会協賛席入場券(イス指定席10枚/1口)

※席仕様:ハイブイス

3.打上花火(8号3玉)

1口 240,000円

■募集口数 2口

返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席8枚/1口)

※席仕様:おいでん座布団(記念にお持ち帰りください)

4.仕掛け花火

1口 500,000円

■募集口数 2口

返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席8枚/1口)

※席仕様:おいでん座布団(記念にお持ち帰りください)

5.スターマイン

1口 600,000円

■募集口数 18口

返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席16枚/1口)

※席仕様:おいでん座布団(記念にお持ち帰りください)

6.日本煙火芸術協会 打上花火(8号5玉)

1口 406,000円

■募集口数 4口

返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席8枚/1口)

※席仕様:おいでん座布団(記念にお持ち帰りください)

7.日本煙火芸術協会 スターマイン

1口 1,800,000円

■募集口数 5口

返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席16枚+イス指定席8枚/1口)

※席仕様:マスおいでん座布団(記念にお持ち帰りください) イスハイブイス

8.おいでん大スターマイン

■協賛金500万円に達し次第募集終了

複数の協賛者で一つのスターマインを打ち上げます。また、豊田市内の煙火店が打上げを行い、「WE LOVE とよた」、「WE LOVE おいでん」を掲げ、豊田おいでんまつりの新たなシンボルになることを目指します。

1口 50,000円

返礼 花火大会協賛席入場券(イス指定席1枚/1口)

※席仕様:ハイブイス

1口 100,000円

返礼 花火大会協賛席入場券(イス指定席3枚/1口)

※席仕様:ハイブイス

1口 300,000円

返礼 花火大会協賛席入場券(マス指定席8枚/1口)

※席仕様:おいでん座布団(記念にお持ち帰りください)

PRグッズ・広告・その他

<第54回の開催状況>

踊り参加者数:116連、2,502人(マイタウンおいでん含む) 花火観客数:7,842人(協賛席内のみ)

※花火大会協賛席入場券の進呈はありません。

1.公式ガイド広告

発行部数15万部

(7月中旬に新聞折込で市内一斉配布)

A. カラー1/3 1枠:W24.0cm×H10.5cm

1口 200,000円

■募集口数 2口

※原稿制作費(15,000円)が別途必要です

B. カラー1/6 1枠:W11.9cm×H10.5cm

1口 100,000円

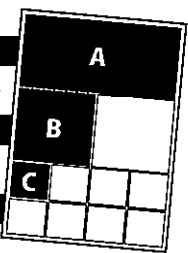
■募集口数 4口

※原稿制作費(15,000円)が別途必要です

C. カラー1/24 1枠:W6.0cm×H5.0cm

1口 40,000円

■募集口数 20口



2.公式サイトバナー広告

豊田おいでんまつり公式サイトにバナー広告を掲載します。

1口 50,000円

※バナー制作費(3,000円)が別途必要です

■募集口数 18口 ■サイズ 160×60ピクセル ■形式 GIF形式、JPEG形式 ■容量 30KB以内

■期間 2024年3月末日 ■掲載場所 豊田おいでんまつり公式サイト <https://www.oidenmaturi.com/>

3.うちわ

1口 30,000円(300本)

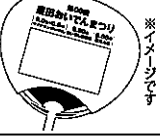
■募集口数 120口 ■サイズ 約16cm×25cm(円部分)

■広告スペース 8cm×14cm・単色刷り

(10口以上の場合は全面カラー広告)

※納品は受付完了後1～2ヶ月が目安です ※デザイン・仕様は変更になる場合があります

マイタウンおいでんなど
各イベントで配布します



4.タオル

1口 40,000円(140本)

■募集口数 50口 ■サイズ 約34cm×85cm

■広告スペース 23cm×7cm

※納品は受付完了後1～2ヶ月が目安です ※デザイン・仕様は変更になる場合があります



5.PRブース

まつり会場内でブース出展、広報宣伝

1口 150,000円～

■募集口数 6口 ■サンプリング商品もしくはPRチラシの配布 ■商品の展示紹介

※デント(2間×3間)、机、椅子、照明、電源は、主催者が用意します

詳細については、豊田おいでんまつり協賛事務局までご連絡ください

6.豊田市駅前ステージ看板<特大>

1口 330,000円

■募集口数 2口

■広告スペース 横210cm×高さ300cm

※おいでん総踊りのステージ前面に社名を掲載します

※県内外から集まる多数の観客に対してのPR効果が期待できます

※仕様は変更になる場合があります

※完全データをご送付ください

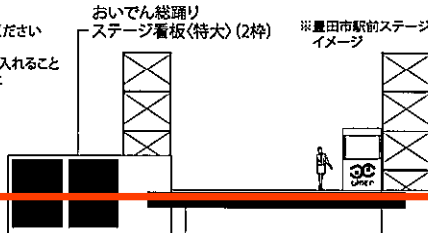
※デザイン制作をご希望の場合はご相談ください

(別途費用)

※おいでんまつりを応援するメッセージを入れること

※広告内容はおいでんまつり実行委員会と

協議の上決定すること



7.豊田市駅前 ステージ看板

1口 30,000円

■募集口数 22口

■広告スペース 横90cm×高さ30cm

※おいでん総踊りのステージ前面に社名を掲載します ※県内外から集まる多数の観客に対してのPR効果が期待できます

8.総踊りコース内イントレ看板

1口 30,000円

■募集口数 未定

■広告スペース 横90cm×高さ30cm

※豊多可交差点を中心とした総踊りのメインコースに設置した

イントレ前面に社名を掲載します

※仕様は変更になる場合があります

※募集口数はイントレの設置数により40口程度から最大56口程度となります



9.黄金・賞品

1口 6,000円～

※マイタウンおいでん及びおいでん総踊りの参加者連に授与

※マイタウンおいでん及びおいでん総踊りの際に協賛者として会場アナウンスの上、授与します

※表記された価格はすべて税込みとなります

受付期間

4/17(月)～5/31(水)

※募集口数に達し次第受付を終了します。ただし、受付初日(4月17日(月))に限り、募集口数を超える申込があった場合、抽選により、協賛者を決定します。受付期間終了後も、口数に余裕のある場合は、引き続き協賛を受け付けます。

※「打上花火」「仕掛け花火」「スターマイン」「日本煙火芸術協会 打上花火・スターマイン」「おいでん大スターマイン」は、5月10日(水)に受付を終了します。

協賛の申込方法は裏面(申込書)をご覧ください。

◆詳しい協賛情報はこちらへ

〔豊田おいでんまつり公式サイト〕

<https://www.oidenmaturi.com/>

豊田おいでんまつり



携帯からはこちら

お問い合わせ先

「豊田おいでんまつり協賛事務局」

TEL:0120-748-758 (平日 午前10時～午後6時)

FAX:0565-37-8152 MAIL:order@toyota-ep.co.jp

※委託: (株)トヨタエンタプライズ 〒471-0831 愛知県豊田市司町4-16

第 2 回 運 営 委 員 会

1 見舞金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
4 月 1 日 ～ 4 月 30 日	1	23,000	0	0
1 件あたりの平均支給額	—	23,000	—	0

2 5月の見舞金支給の内容

No.	自治区名等	見舞金額（円）	行事名等	傷害の内容等	発 生 状 況
1	京 町	23,000	児童見守り運動	打撲、切傷	卓球台の片付け中、上手くためず上の台が足の小指に落ちて負傷

3 賠償金の支給について

該 当 期 間	今期支給状況		前年同期状況	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
4 月 1 日 ～ 4 月 30 日	0	0	0	0

《共済会事故報告書について》

* 事故（ケガ）があったら主催者の責任として、病院へ行く事を勧めてください。

↓

* 事故発生後、報告書5日以内に提出してください。

↓

* 5日以内の提出が無理な場合は、区長会事務局へ一報を！

* 日にちが経ってから病院へ行かれても、行事とケガの因果関係が分らなくなるため、原則認められなくなってしまいます。（提出が遅れた場合も同じです）

【問合せ先】 区長会事務局 中山 電話 34-6629

5 月区長便送付文書一覧

※区長会ホームページ (<https://www.toyota-kuchokai.org>) でも、資料を掲載しています。

※今年度の区長便配送業者は、愛豊陸運（株）です。前年度から変更はありません。
（広報とよたの配送業者は、（株）ジェイトップです。）

No.	文 書 名	担当課	電話	種類	送付先
1	豊田市地域包括支援センター事業への協力をお願い	高齢福祉課	34-6984	依頼	全自治区
2	避難行動要支援者の支援	福祉総合相談課	34-6791	依頼	全自治区
3	地域の生活交通に関する自治区アンケート調査	交通政策課	31-7543	依頼	全自治区
4	行方不明高齢者等に関する取組への御協力をお願い	高齢福祉課	34-6984	依頼	全自治区
5	豊田市指定ごみ袋のあっせん	清掃業務課	71-3003	依頼	全自治区
6	自治区緊急情報伝達システムの登録	防災対策課	34-6750	依頼	全自治区
7	令和5年度地区対策班及び指定緊急避難場所・避難所への職員配置	防災対策課	34-6750	通知	全自治区
8	令和5年度 春の「環境美化月間」	地域支援課	34-6629	通知	全自治区
9	特定外来生物「オオキンケイギク」の防除	環境政策課	34-6650	回覧	全自治区
10	ぼらんていあだより	社会福祉協議会	31-1294	通知	旧市内自治区
11	児童遊園・ちびっこ広場の危険箇所報告等に対する謝礼金の支払い	公園緑地つかう課	34-6621	通知	関係自治区
12	令和5年度全国一斉情報伝達訓練の実施	防災対策課	34-6750	配布	全自治区
13	「交通安全市民会議ニュース5月号」等の送付	交通安全防犯課	34-6633	通知	全自治区
14	令和5年度自治区運営の様式集(CD-ROM)再配	豊田市区長会	34-6629	配布	全自治区
年1回	区長会帽子	豊田市区長会	34-6629	配布	新区長の自治区

※ 自治区だよりは、発行の都度支所に3部（拳母地区は地域支援課に2部）提出してください。

※ 区長便の空袋は、翌月配達時に回収いたしますので区長便BOXにお入れいただくか、お近くの支所へお持ちください。

【地域支援課】電 話：(0565) 34-6629 F A X：(0565) 35-4745

メール：chiikishien@city.toyota.aichi.jp

Memo



「人づくり・まちづくり・幸せづくり」



豊田市民の誓い

わたくしたちは、七^{しちしゅう}州^{うつく}をのぞむ美^{さん}しい山河にかこまれ、
輝^{かがや}かしい衣^{ころも}の里^{さと}の歴史^{れきし}と伝統^{でんとう}をうけつぎながら、
明日^{あす}に向かって伸びゆく^む豊田市^のの市民^{とよたし}です。^{しみん}

- 1 緑^{みどり}をはぐくみ、川^{かわ}を大切^{たいせつ}にして、
豊^{ゆた}かな自然^{しぜん}を愛^{あい}しましょう。
- 1 スポーツに親^{した}しみ、教^{きょう}養^{よう}を高^{たか}めて、
文化^{ぶんか}の向^{こう}上^{じょう}につとめましょう。
- 1 元^{げん}氣^きで働^{はたら}き、若^{わか}い力^{ちから}をそだてて、
幸^{しあわ}せな家^か庭^{てい}をつくりましょう。
- 1 互^{たが}いに助^{たす}けあい、心^{こころ}の輪^わをひろげて、
あたたかい町^{まち}をつくりましょう。
- 1 いのちを尊^{とう}び、きまりを守^{まも}って、
住^すみよい社^{しゃ}会^{かい}をつくりましょう。

(昭和53年3月1日制定)



「市民の誓いシンボルマーク」(平成18年制定)
「豊田市の花『ひまわり』」の種をモチーフに、本文の
5項目を明るいうらなひで表し、実践活動を通じて、
わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって
育て伸ばそう」という意味を表しています。

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 2 6 日

各自治区長 様

豊田市長 太田 稔彦
(公 印 省 略)

令和 5 年度全国一斉情報伝達訓練の実施について（依頼）

日頃は、防災行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

見出しのことにつきまして、防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達訓練を下記のとおり実施しますので、下記依頼内容への御協力をよろしくお願いします。

記

1 目的・概要

Jアラート(全国瞬時警報システム)を用いた全国一斉情報伝達訓練が実施されます。
これは、国から送られてくる緊急情報を即時に市民に伝達させることを目的としており、今回の訓練は、システムにより自動起動された防災行政無線の屋外拡声子局等から、緊急地震速報及び国民保護情報の訓練放送が流れます。

2 日 時

- ・令和 5 年 6 月 7 日（水）午前 1 1 時（国民保護情報）※今回依頼する案件
- ・令和 5 年 6 月 1 5 日（木）午前 1 0 時（緊急地震速報）※今回依頼する案件
- ・令和 5 年 8 月 2 3 日（水）午前 1 1 時（国民保護情報）
- ・令和 5 年 1 1 月 2 日（木）午前 1 0 時（緊急地震速報）
- ・令和 5 年 1 1 月 1 5 日（水）午前 1 1 時（国民保護情報）
- ・令和 6 年 2 月 9 日（金）午前 1 1 時（国民保護情報）

3 周知方法

訓練の実施につきましては、防災ラジオ及び緊急メールとよたで周知を行います。

- ・6 月 7 日（水）分：6 月 5 日（月）及び 6 月 6 日（火）
- ・6 月 1 5 日（木）分：6 月 1 3 日（火）及び 6 月 1 4 日（水）

4 依頼内容

放送受信状況に関する調査票の回答（対象自治区のみ送付）

※調査票の回答は自治区放送施設を有する自治区のみ対象となります。

5 放送内容

裏面のとおり

6 対象地域

豊田市全域（防災行政無線屋外拡声子局 2 5 6 か所、防災行政無線の受信機を接続した自治区の放送施設及び防災ラジオを所持している世帯）

連絡先 地域振興部防災対策課システム基盤整備担当（吉見、深津）
電 話（0 5 6 5）3 4－6 7 5 0（直通）
F A X（0 5 6 5）3 4－6 0 4 8

Jアラートの訓練放送を実施します

訓練実施日時

令和5年6月 7日(水) 午前11時

令和5年6月15日(木) 午前10時

Jアラート（全国瞬時警報システム）を用いた、情報伝達訓練が、全国一斉に実施されます。豊田市においては、Jアラート（全国瞬時警報システム）から受信した緊急地震速報を、防災行政無線を用いて即時に住民の皆様へお伝えするための訓練を行います。

当日の放送内容等は次のとおりです。

情報伝達手段	内 容
防災行政無線 ・ 防災ラジオ	市内 256 か所に設置してある防災行政無線、防災行政無線の受信機を接続した自治区の放送施設及び防災ラジオから、次の放送内容が一斉放送されます。 【6月7日（水）放送内容】 (チャイム) 「これは、Jアラートのテストです。」 (×3回) 「こちらは、ぼうさいとよたです。」 (チャイム) 【6月15日（木）放送内容】 (チャイム) 「こちらは、ぼうさいとよたです。」 「只今から訓練放送を行います。」 (警報音) 「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」 (×3回) 「こちらは、ぼうさいとよたです。」 「これで訓練放送を終わります。」 (チャイム)
	※放送内容は、電話で聞きなおすことができます。 フリーダイヤル (0120) 34-0174 (通話料無料) 通常電話 (0565) 37-3530 (通話料有料)

当日の気象状況等によっては、訓練を中止する場合があります。

【問合せ先】

豊田市地域振興部防災対策課

電話 0565-34-6750

全国一斉情報伝達訓練における
自治区放送施設受信状況について

自治区番号差込

差込自治区

全国一斉情報伝達訓練における防災行政無線受信機を接続した自治区放送施設の受信状況について、**6月16日（金）まで**に回答をお願いします。

本調査票の提出は以下の連絡先まで電話、FAX 又はEメールをお願いします。

※正常に受信できた場合は調査票の提出は不要です。

問 自治区放送施設の受信状況について

【6月7日（水）訓練放送】

ア 放送されなかった

(放送施設名：)

イ その他（）

(放送施設名：)

※ 複数の放送施設に、防災行政無線の受信機を接続してある自治区につきましては、（ ）内に放送施設名を記入してください。

記入例（放送施設名：○区民会館、○集会所、○公民館など）

提出期限：6月16日（金）

連絡先 地域振興部防災対策課システム基盤整備担当（吉見、深津）

電 話（0565）34-6750（直通）

F A X（0565）34-6048

Eメール bousai@city.toyota.aichi.jp

全国一斉情報伝達訓練における
自治区放送施設受信状況について

自治区番号差込

差込自治区

全国一斉情報伝達訓練における防災行政無線受信機を接続した自治区放送施設の受信状況について、**6月23日（金）まで**に回答をお願いします。

本調査票の提出は以下の連絡先まで電話、FAX 又はEメールをお願いします。

※正常に受信できた場合は調査票の提出は不要です。

問 自治区放送施設の受信状況について

【6月15日（木）訓練放送】

ア 放送されなかった

(放送施設名：)

イ その他（）

(放送施設名：)

※ 複数の放送施設に、防災行政無線の受信機を接続してある自治区につきましては、（ ）内に放送施設名を記入してください。

記入例（放送施設名：○区民会館、○集会所、○公民館など）

提出期限：6月23日（金）

連絡先 地域振興部防災対策課システム基盤整備担当（吉見、深津）

電 話（0565）34-6750（直通）

F A X（0565）34-6048

Eメール bousai@city.toyota.aichi.jp

令和5年4月26日

自治区長 様

高齢福祉課長 加納 良宣

豊田市地域包括支援センター事業への協力のお願い

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から当市の福祉施策に対し、御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、介護・福祉・保健・医療など様々な相談を受ける総合相談窓口です。

当市では、28中学校区ごとに地域包括支援センターを設置し、介護に関する相談や心配ごと、悩みごと以外にも健康や福祉、医療や生活に関することなど、相談を受け付けています。

高齢者の生活を地域のネットワークで総合的に支えるため、地域包括支援センターから下記のとおり依頼させていただくことがありますので、御協力をお願いします。

記

1 地域ケア個別会議、徘徊高齢者搜索模擬訓練への参加

高齢者個人の福祉に係る問題を、地域住民と関係機関が一緒になって考え、住み慣れた地域で少しでも長く生活ができるよう方策を考える「地域ケア個別会議」を開催します。また、認知症高齢者等の見守り支援のための、徘徊高齢者搜索模擬訓練を開催します。この会議や訓練は、医療機関・自治区・民生委員・介護サービス事業者・地域住民などに参加を依頼させていただきます。

2 地域包括支援センター季刊誌、介護予防教室等の開催案内の回覧

地域包括支援センター事業を紹介する季刊誌や、認知症予防・転倒予防などの介護予防教室、家族介護交流会等の案内について、回覧を依頼させていただきます。

3 その他

地域の高齢者に関することで、地域包括支援センターから相談させていただくことがあります。

【問合せ】 高齢福祉課 認知症・包括担当 畦地

電話 34-6984 FAX 34-6793

Eメール korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp

令和 5 年 4 月 2 6 日

自治区長 各位

高齢福祉課長 加納 良宣

行方不明高齢者等に関する取組への御協力をお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から当市の福祉施策に対し、御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日に市、豊田市区長会等との間で締結した「徘徊高齢者等の早期発見等の取組に関する協定書」に基づき、下記の取組への御協力をお願いします。

記

1 認知症による行方不明高齢者等の情報提供について

以下の情報を提供しますので、認知症による行方不明者等の早期発見に、可能な範囲で御協力ください。

(1) 第一報情報：「かえるメールとよた」で迅速に全ての自治区へ提供

①範囲：全ての自治区

②方法：「かえるメールとよた」（各自治区長等に御登録いただく）で迅速に提供

③内容：行方不明者の呼び名、年齢、行方不明発生状況の概要（日時・町名）、特徴、服装、顔写真

(2) 追加情報：行方不明者と関係が深い自治区にのみ、「かえるメールとよた」で配信した方の詳細な情報を提供し、捜索活動に活かしていただく

①範囲：行方不明者の「住所がある自治区」と「行方不明が発生した場所の自治区」の両区長

②方法：電話連絡（「自治区長名簿」に記載の電話番号）

③内容：行方不明者・家族の氏名と住所、行方不明発生状況の詳細、家族の電話番号

※上記に加え、警察から要請がある場合、下表のとおり防災ラジオ、防災行政無線で行方不明者情報を提供しますので、御承知おさください。

	情報提供する要件	情報提供する地区
防災ラジオ	旧町村地区で発生した事案	小原・藤岡・藤岡南・足助・旭・稲武・下山地区
防災行政無線	捜索範囲が限定されており、警察が捜索している又はする場合	警察が捜索している又はする場合

2 「かえるメールとよた」への御登録のお願い

上記 1（1）実施のため、自治区長及び自治区役員の皆様におかれましては、「かえるメールとよた」への御登録に御協力ください。

【登録方法】

案内ちらしに記載の手順に従って登録を行うことが可能です。

登録が困難な場合は、別紙様式「かえるメールとよた利用登録同意書」に必要事項を記入の上、高齢福祉課までメール、FAX 等でお送りください。

※「かえるメールとよた利用登録同意書」は自治区長及び自治区役員様の専用の様式となりますので、自治区民の皆様への回覧は御遠慮ください。

＜裏面に続きます＞

3 行方不明対策事業の周知について

行方不明対策 5 事業の案内ちらし(別紙「ご家族が行方不明になることが心配な方へ」)を回覧していただける自治区がありましたら、6月の区長便で送付しますので、お手数ですが、5月末までに高齢福祉課まで御連絡ください。御協力よろしくお願いします。

当市では、行方不明対策事業として、①かえるメールとよた ②徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度 ③見守り安心マーク ④GPS機器補助制度 ⑤認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を実施しております。

上記事業は、高齢福祉課及び地域包括支援センターで申込みができるため、必要な区民の方がいらっしゃいましたら、自治区長様からも御案内いただけると幸いです。

参考) 徘徊高齢者等の早期発見等の取組に関する協定書(関連事項を抜粋)

(目的)

第1条 この協定は、認知症若しくは認知症の疑いのある高齢者又は障がい者で、**行方不明となっている者(以下、「徘徊高齢者等」という。)**の**早期発見、行方不明事案の防止及びその家族等の支援に関する取組について定める**。なお、・・・

別紙) 徘徊高齢者等の早期発見等の取組に関する協定書 各自の実施事項

実施者	実施内容
甲 (豊田市)	(1) 丙及び丁を通じて徘徊高齢者等の早期発見のための情報提供をその家族等から受けたとき、徘徊高齢者等の早期発見に資する情報を「かえるメールとよた」等で乙、戊及び己に提供し、徘徊高齢者等に係る現認情報を甲又は所轄の警察に提供するよう求める。 (2) 丙及び丁を通じて徘徊高齢者等の家族等から提供された行方不明事案の防止のための情報を活用し、行方不明事案の防止に向けた対策を講ずる。
乙 (豊田市区長会)	(1) 「かえるメールとよた」について、自治区内での回覧等を活用して登録者数の増加に努める。 (2) 甲が提供する徘徊高齢者等の早期発見に資する情報を活用した早期発見、行方不明事案の防止のほか甲が実施する認知症に関する取組等に可能な範囲で協力する。
丙 (愛知県豊田警察署) 及び丁 (愛知県足助警察署)	(1) 徘徊高齢者等が行方不明になった旨の届出をその家族等から受けたときは、徘徊高齢者等の早期発見及び行方不明事案の防止のため、甲への情報提供を勧奨し、家族等が希望するときは、甲が別に定める様式に記載させ、甲に徘徊高齢者等の情報を提供させる。 (2) 行方不明者届を受理していない徘徊高齢者等を保護したとき、行方不明事案の防止のため、家族等に告知した上で、必要に応じて甲に徘徊高齢者等の情報を提供する。
戊 (ひまわりネットワーク株式会社) 及び己 (エフエムとよた株式会社)	(1) 甲の依頼があったとき、自らが管理する放送設備を使用して、視聴者及び聴取者に甲が配信する「かえるメールとよた」の内容を周知し、徘徊高齢者等を現認したときにその情報を甲又は所轄の警察署に提供するよう促すための放送を可能な範囲で行う。 (2) 甲、乙、丙及び丁が実施する認知症に関する取組等の広報について、可能な範囲で協力する。

<問合せ先>

豊田市 福祉部 高齢福祉課
計画施設担当 清水・彦坂
電話 34-6984

自治区長・自治区役員様専用登録様式

豊田市高齢福祉課宛

e-mail : korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp

FAX : 0565-34-6793

「かえるメールとよた」(緊急メールとよた(行方不明者情報)) 利用登録同意書

自治区

裏面の利用規約に同意の上、メール配信に同意します。

氏名	メールアドレス
例) 高齢 太郎	例) korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp (オー) (ハイフン)

※恐れ入りますが、以下のように見分けが付きにくいと思われる英数字や記号は、カタカナでの表示をするなど、ご配慮くださいますよう、お願いします。

- ・ 0 (ゼロ) と O (オー(小文字・大文字)) ・ 1 (イチ) と I (エル) ・ 2 (ニ) と Z (ゼット)
- ・ 5 (ゴ) と S (エス) ・ 6 (ロク) と b (ビー) ・ 7 (ナナ) と 1 (イチ)
- ・ - (ハイフン) _ (アンダーバー) ・ . (ドット) と : (コロン) と , (コンマ) など

緊急メールとよた利用規約

第 1 条 (利用規約)

1.この規約(以下「本規約」といいます)は豊田市(以下「提供者」といいます)が提供する情報配信サービス(以下「本サービス」といいます)の利用に関する条件を定めたもので、本サービスの利用希望者(以下「利用者」といいます)が本サービスを利用する際の一切の行為に適用されます。

2.本サービスの利用に際しては、本規約に同意のうえご利用ください。

3.本サービスは、合理的な範囲において本規約を利用者の了承を得ることなしに変更することができます。その変更は豊田市が本サービス上で表示した時点より効力を持ちます。

第 2 条 (運営方針) 1.本サービスは利用者が安心して利用するために以下の方針で運営します。

- (1)利用者の個人情報の保護には万全の注意を払います。
 - (2)虚偽または不快な情報の送信、第三者の名誉・プライバシーの侵害その他の権利・利益を害する一切の行為に対し、厳正な態度で臨みます。
- 2.本サービスは収集した個人情報に関して以下の目的でのみ利用します。
- (1)本サービスのお申し込みの確認やメールの配信するため
 - (2)提供している情報、サービスに関連した情報をお届けするため
 - (3)本サービス休止等のご案内をお届けするため

第 3 条 (利用者登録)

1.本サービスの利用希望者はメールアドレスなど本サービスの利用にあたって必要となる情報の登録を行うものとします。本サービスの利用者登録は、本サービスにおいて所定の手続を完了したときに成立し、登録成立後は本サービスがご利用いただけます。

ただし、次のいずれかに該当すると提供者が合理的に判断出来る場合には、提供者は登録成立後であっても利用者登録を取り消すことができます。

- (1)登録した情報に対して情報配信を行う事が合理的に困難と判断した場合
- (2)登録者本人では無い情報を登録した場合
- (3)過去に本規約の違反等により利用者資格を取り消されたことがある場合
- (4)その他本サービスの運営に支障を与え、第三者または豊田市の権利・利益を害するおそれがあるなど、登録が適当でないと認められる場合

第 4 条 (セキュリティ対策)

1.利用者の情報の安全と秘密保持を最も重要なものと考え、利用者の情報を不正アクセスや不正利用から保護するための技術的、管理上及び物理的セキュリティ対策を実施しています。

2.万一登録情報が漏洩した場合は、セキュリティポリシーに基づきネットワークを切断する等の措置を講じます。

第 5 条 (個人情報保護の管理) 1.利用者の登録情報の保護に細心の注意を払い、適切かつ安全な管理体制でこれを保護します。

第 6 条 (登録情報の確認・変更・脱退) 1.本サービスでは、お預かりした個人情報の全て、または一部が合理的、技術的に適切な方法で保護された環境下で確認、変更することができます。

2.本サービスでは、登録を任意に脱退することができます。

第 7 条 (禁止事項) 1.登録希望者及び本サービス利用者は、以下に掲げることを行ってはならないものとします。

- (1)他人のメールアドレスを、その所有者の承諾なしに登録すること
- (2)不正に入手又は生成した大量のメールアドレスを登録すること
- (3)サーバに対して不正アクセスを試みること、意図的に不正な指令を与えること及び高負荷をかけること
- (4)その他本サービスに障害を発生させようとする事

第 8 条 (第三者への提供)

1.本サービス利用者のご承諾がない限り収集した個人情報を第三者に提供いたしません。

2.ただし、以下の場合においてはこの限りではありません。

- (1) 本サービス利用者の同意がある場合
- (2) 法令に基づき開示、提供を要請された場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第 9 条 (費用)

1.登録及び利用に必要な電子機器(スマートフォンなど)は、利用者自らの費用と責任において用意してください。

2.本サービスの登録および利用料は無料ですが、情報取得にかかる通信料(利用者登録、ホームページの閲覧、メール送受信時に発生する料金)は利用者の負担となります。

第 10 条 (本規約の改定) 1.本規約は、法令等の要請や個人情報保護の一層の改善のため、適宜、見直し、改定を進めてまいります。

2.本規約の改定を行う場合は、合理的な方法で利用者へ通知する、もしくは、利用者へ通知なく行う場合があります。

3.本規約が変更された場合、変更後の内容が直ちに適用されます。

第 11 条 (免責事項)

1.提供された情報により、利用者または第三者が被った損害、回線やサーバ混雑等により配信遅延又は未着などにより生じたすべての結果、利用者が虚偽の登録を行い、第三者に対して損害を与えた場合について、一切責任を負いません。

2.本サービスに異常が生じた場合は、予告なくサービスを停止することがあります。

3.これにより生じた利用者及び第三者の損害に対して、一切責任を負いません。

第 12 条 (準拠法)

1.本規約の準拠法は日本法とします。

2.利用者との間で生じた紛争については、本サービス提供団体の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

ご家族が行方不明になることが心配な方へ 豊田市のサービスをご利用ください

地域の
見守りの目で
安心



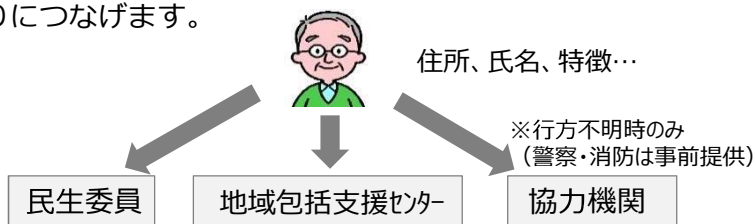
いなくなっても
すぐに捜せて
安心

詳細は
裏面へ

◎ 行方不明になる前に・・・

徘徊高齢者・障がい者等 事前登録制度

・行方不明になる可能性のある方の情報を登録し、見守りにつなげます。



認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

対象者(徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度の利用者であることなど、詳細は裏面参照)が、他人の財物を壊したなどにより、法律上の賠償責任を負う場合、1事故につき保険金額を限度に補償します。

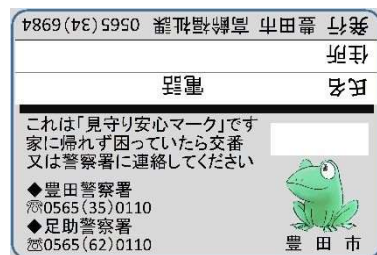
※暴行に起因する賠償責任等、
保険金が支払われない場合があります。

保険金額:1億円
(自己負担額なし)



見守り安心マーク

- ・アイロンで服に貼れます。
- ・無料で配布します。(年間10枚まで)



徘徊者捜索機器(GPS) 利用促進補助金

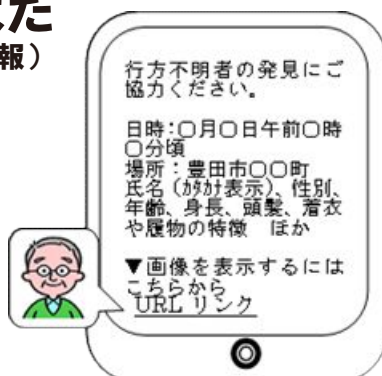
認知症などにより行方不明になるおそれがある高齢者等のための、GPS機器(居場所を知らせる装置)の導入費用を助成します。

◎ 万が一、行方不明になったら・・・

かえるメールとよた (緊急メールとよた 行方不明者情報)

- ・行方不明高齢者情報を登録者へメール配信します。
- ・ひまわりネットワーク(字幕)、ラジオ・ラビート放送でも情報発信します。
- ・協力機関(自治区、民生委員、消防本部、地域包括支援センター)にも情報提供します。

※上記に加え、行方不明者情報を防災ラジオ、防災行政無線で放送する場合があります。



メール配信

・メール画面
イメージ

・字幕イメージ



放送で情報発信

豊田市徘徊高齢者・障がい者等家族支援事業の概要

豊田市では、認知症等で行方不明になる可能性のある方とご家族へ、さまざまなサービスを行っています。まずはお気軽にご相談ください。

徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度

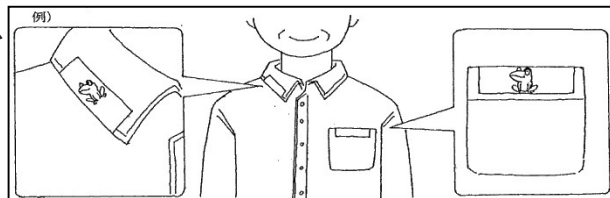
見守り安心マーク

▼対象者

市内在住で行方不明になる可能性のある65歳以上の方、65歳未満で要介護・要支援認定のある方等

▼申込方法

高齢福祉課又は地域包括支援センターに申込書を提出
※見守り安心マークは、マークに連絡先を書き、アイロンで洋服のエリやソデ等に貼って使います。



個人賠償責任保険事業

▼対象者

徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度利用者と、歩行が可能で行方不明になる可能性があり、他に同様の保険に加入していない方

▼補償対象：対象者の以下の行為等による損害賠償

- ①線路に立ち入り、電車等を止めてしまった場合に、鉄道会社から請求される振替輸送費用
 - ②他人の財物を壊したことによって負担する費用 など
- ※暴行に起因する賠償責任等、保険金が支払われない場合があります。



GPS機器助成（徘徊者捜索機器利用促進補助金）

▼対象者

市内在住で行方不明になる可能性のある65歳以上の方、65歳未満で要介護・要支援認定を受けている方

▼申請者（家族）

市内在住でGPS機器を対象者の早期発見のために適切に使用・管理できる方

▼補助対象経費（上限22,000円（税込み））

GPS機器の導入費用（本体、充電器、専用ケース等）、契約手数料
※上記以外（月額使用料等）は利用者負担です。補助は対象者1人につき1回まで。

▼手続きの流れ

- ①高齢福祉課又は地域包括支援センターで機器購入に関して相談し、業者と契約し、機器の利用を開始
- ②市指定の補助金申請書類を作成して市に提出し、補助金交付を受ける

かえるメールとよた 緊急メールとよた（行方不明者情報）

▼利用方法

高齢者等が行方不明になった際に、ご家族等が警察で行方不明者届を提出した後、市への情報提供書を記載・提出（警察から市へFAX） ※事前登録者は110番通報後なら利用可能

地域の皆様へ：メール登録にご協力をお願いします！

- ① t-toyota-city@sg-p.jp へ空メール（件名、本文に何も書く必要はありません）を送信してください。
※右のQRコードを読み取ってメールを送信することもできます。
- ② すぐに仮登録メールが送信されます。メールに記載されたURLをクリックして登録画面に進み、手続きをしてください。
※仮登録メールを受信していただくため、受信拒否等の設定をしている場合は、ドメイン：@city.toyota.aichi.jp の受信許可設定をお願いします。



令和5年4月26日

各自治区長 様

公益財団法人 豊田都市交通研究所
理事長 太田 稔彦

「地域の生活交通に関する自治区アンケート調査」 ご協力のお願い

日頃は、(公財)豊田都市交通研究所の研究活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

当研究所では、地域住民の生活交通サービスの確保や交通安全推進のために、地域の交通実態を踏まえた都市交通の研究に取り組んでおります。

このたび、研究の一環として、自治区の交通に関する実態やご意向を把握するためのアンケート調査を実施させていただくこととなりました。年度初めのご多忙の中で大変申し訳ありませんが、ご回答くださいますようよろしくお願いいたします。

記

1. ご回答の方法

- 自治区の役員の意見や区民から寄せられる声を踏まえて、自治区長が回答してください。回答内容によっては、後日直接ご連絡させていただく場合があります。
- ご回答を記入いただいた調査票を、同封の返信用封筒にて郵便でご返送ください。料金受取人払い郵便となっておりますので、切手は不要です。
- 調査票の様式(Word 形式)は、豊田市区長会のホームページからダウンロードも可能です。
ファイル保存場所 ホーム＞自治区専用＞区長便資料＞5月

2. 参考資料について

調査票に同封されている参考資料は、豊田市が令和4年10月に策定した「豊田市地域公共交通計画」の概要版です。アンケート回答の際、ご一読いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【豊田市地域公共交通計画のポイント】

計画の重点施策として生活交通の再構築を掲げ、将来にわたり利用できる交通への転換を目指しています。現状の生活交通はバスでの運行を基本としていますが、今後は「自助・共助・公助」の組み合わせにより、地域特性に応じた持続可能な移動サービスとして、デマンド交通やタクシー、住民間の助け合いによる送迎など、多様な手段を活用していきます。

3. ご回答期限及び方法について

※ 5月31日(水) までに郵便ポストに投函、または下記アドレスへメール

4. お問い合わせ先

〒471-0024 豊田市元城町3-17 元城庁舎西棟 4 階

公益財団法人 豊田都市交通研究所 研究部

TEL:0565-31-7543 Fax:0565-31-9888

担当：主幹研究員・次長 山崎基浩 E-Mail: yamazaki@ttri.or.jp

地域の生活交通に関する自治区アンケート調査

豊田都市交通研究所では、豊田市の生活交通施策や交通安全対策をサポートするために、地域の交通実態について研究しております。このアンケート調査は、その一環として実施するものです。ご多忙の折、大変申し訳ありませんが、ご回答いただきますようお願いいたします。

公益財団法人 豊田都市交通研究所（協力：豊田市都市整備部交通政策課）

自治区 名 称		区長 氏名： _____ 任期〔令和____年度～令和____年度〕
------------	--	--

※ 自治区の役員、組長、民生委員・児童委員の意見や区民から寄せられる声を踏まえて、自治区長が回答してください。回答内容によっては、後日直接ご連絡させていただく場合があります。

※ 回答に際し、別添資料「豊田市地域公共交通計画（概要版）」をご一読ください。

自治区の「困りごと」について

1. 以下の(ア)～(ク)は、貴自治区でどれくらい深刻な課題となっていますか。それぞれ課題としての深刻度について10段階で点数を付けてください（あてはまる点数に○）。

※ 一般論としての「重要な課題」ではなく、自治区として「すぐに対策しなければならないが、なかなか解決しにくい」状況であることを「深刻度」とお考えください。

点数が大きいほど「深刻」な課題 ⇒	
(ア) 犯罪の防止	(1－2－3－4－5－6－7－8－9－10)
(イ) 交通事故の防止	(1－2－3－4－5－6－7－8－9－10)
(ウ) まちの環境美化	(1－2－3－4－5－6－7－8－9－10)
(エ) ごみ出しマナーの改善	(1－2－3－4－5－6－7－8－9－10)
(オ) 子どもの育成環境改善	(1－2－3－4－5－6－7－8－9－10)
(カ) 高齢者の活動環境改善	(1－2－3－4－5－6－7－8－9－10)
(キ) 高齢者の買物や通院の交通手段確保	(1－2－3－4－5－6－7－8－9－10)
(ク) 高校生の通学手段確保	(1－2－3－4－5－6－7－8－9－10)

2. 前問の「(キ)高齢者の買物や通院の交通手段確保」および「(ク)高校生の通学手段確保」について、具体的に深刻となっている問題・課題があれば、お書きください。

自治区の「共助活動」について

3. 貴自治区では、地域の住民どうして生活の困りごとを助け合う慣習や雰囲気がありますか。

1. とてもあると思う
2. あると思う
3. あまり無いと思う
4. わからない

4. 近年、市内の自治区で住民が自治区内の高齢者の生活を支援する「お助け隊」を結成するケースがあります。このような共助組織は貴自治区にありますか。または検討していますか。

※ お助け隊の活動例：家事手伝い、庭の手入れ、買物代行、通院送迎など。

1. お助け隊（またはそのような組織）をすでに結成している
2. お助け隊（またはそのような組織）の結成を検討している
3. 検討していない（今後の検討も不明）

5. クルマの運転ができない高齢者が買物や通院で出かける時に、近所の住民がクルマで送迎するといった「共助」のケースは、貴自治区内にありますか。

1. 自治区内で、そのようなケースがあることを知っている（または聞いたことがある）
2. 自治区内にはそのようなケースは無いと思う
3. わからない

6. 地域の高齢者や学生の交通手段としての生活交通（地域バスなど）を運行するために、区費と同じように各世帯から協力金を徴収し、運行に関する経費の一部を負担している自治区があります。このような仕組みを貴自治区に導入することは可能だと思いますか。

1. 住民の理解は得やすいので、導入可能だと思う
2. 住民の理解が得にくく、導入は難しいのではないかと思います
3. すでに導入している

7. 貴自治区では、近隣の自治区と共同で行事や困りごとの対策に取り組んでいることはありますか。または、今後、共同で取り組む可能性はありますか。

1. 近隣の自治区と共同で取り組んでいる ⇒（自治区名： ）
2. 今は無いが、共同で取り組む可能性はある ⇒（自治区名： ）
3. 近隣の自治区と共同で取り組むことはない（今後も可能性はない）
4. わからない

高齢者の「おでかけ先」について

8. 地域の高齢者が日常の買物でよく利用するスーパーなど商業施設をあげてください（5件まで）。所在地がわかれば、住所をご記入ください。

商業施設・お店の名称	住所（わかれば）
【記入例】 やまのぶ上郷店	上郷町2丁目
1:	
2:	
3:	
4:	
5:	

9. 地域の高齢者が日常の診療でよく利用する病院など医療施設をあげてください（5件まで）。所在地がわかれば、住所をご記入ください。

病院・医療施設の名称	住所（わかれば）
【記入例】 斎藤病院	四郷町森前南 33-10
1:	
2:	
3:	
4:	
5:	

交通安全について

10. 豊田市では、歩行者優先の徹底を目的に、横断歩道を渡る歩行者側から、停止してくれたドライバーに対して会釈などで感謝の気持ちを示す「とまってくれてありがとう運動」を実施しています。貴自治区内では、この運動にどのように取り組んでいますか（あてはまるものすべてに○）。

1. 交通安全街頭活動の時に、歩行者を優先したドライバーに会釈する等を実施 2. 自治区だよりなどで、この運動を住民に知らせている 3. 高齢者クラブで、この運動を広めて実践している 4. 子ども会で、この運動を広めて実践している 5. その他（ ） 6. 具体的な取り組みは実施していない

11. 人優先の生活道路空間整備を図るため、区域の最高速度を 30km/h に規制する「ゾーン30」に加え、狭さく等の物理的デバイスとの組合せで交通安全向上を図る区域を「ゾーン30プラス」として設定する動きが、令和3年8月より始まっています。区域の設定には、設定地域の住民同意が得られることが前提となっています。

この「ゾーン30プラス」を貴自治区で設定するとした際に、住民同意は得られると思いますか。また、そのように考える理由について教えてください。

(出典：警察庁交通局資料)

1. 間違いなく同意は得られると思う
2. おそらく同意は得られると思う
3. どちらともいえない
4. おそらく同意は得られないと思う
5. 全く同意は得られないと思う

そのように考える理由

例：「先日、一人の児童が交通事故の被害に遭い、住民の中で問題意識が高まっている」など、具体的に記述ください。

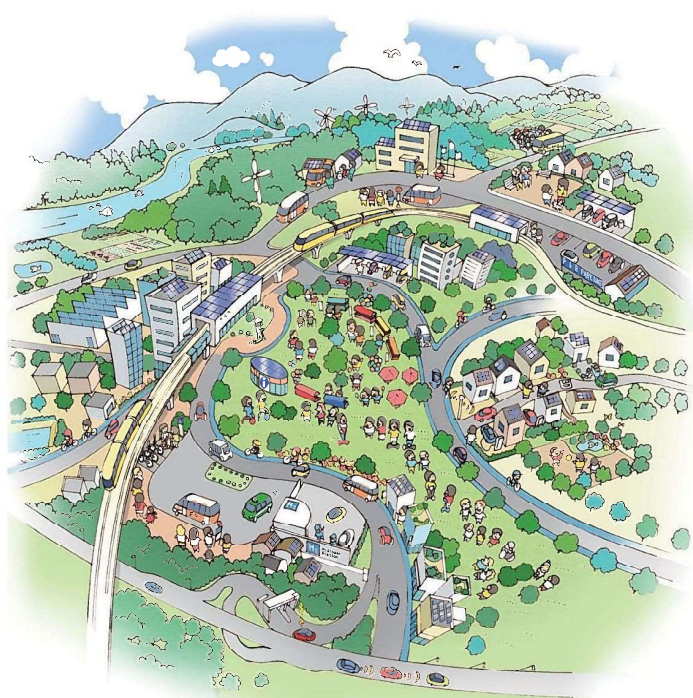


その他、自治区の交通に関する問題や、豊田市の交通政策へのご意見があればご記入ください。

ご質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

【問合せ先】

公益財団法人 豊田都市交通研究所 担当: 山崎 TEL: 0565-31-7543 E-Mail: yamazaki@tttri.or.jp
調査協力: 豊田市都市整備部交通政策課 担当: 松井 TEL: 0565-34-6603



豊田市地域公共交通計画

<概要版>

計画の背景

豊田市は、市町村合併に伴う都市としての一体性の形成と、都市と山村の共生、交流人口拡大による地域の活性化を図るため、公共交通ネットワークを構築することを目的に、平成18年度に第1次となる「豊田市公共交通基本計画」（平成18年度～27年度）を策定し、おいでんバス等の運行を開始しました。

また、平成27年度に第2次計画（平成28年度～令和7年度）を策定し、第1次計画で築いた公共交通ネットワークの維持と質の向上を目的に、交通結節点の整備、ICカード乗車券システムの導入、バス情報のオープンデータ化、燃料電池バスなどの次世代バス車両の導入に取り組んできました。その結果、鉄道駅26、バス停約440（基幹バス）を抱える公共交通の充実した都市となりました。

しかし、近年は人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症などの影響により、交通を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような様々な状況変化に対応するため、現在の「豊田市公共交通基本計画」を改定し、計画の構想に「交通まちづくりビジョン2040」を据え、公共交通を軸とした交通の総合計画として「豊田市地域公共交通計画」を策定しました。本計画では、特にコミュニティバス、その中でも生活交通のあり方について主眼を置いた計画となります。

計画の期間

本計画の期間は、令和4年（2022年）10月～令和8年（2026年）3月とします。

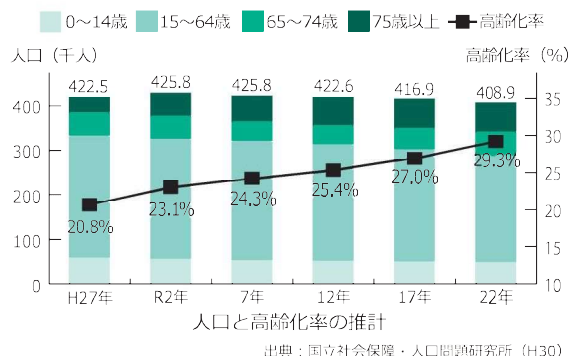
交通を取り巻く社会状況と対応

本市では、「第8次豊田市総合計画」で掲げている将来都市像「つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた」の実現に向けて、公共交通の充実を始め、人々の暮らしやすさとまちの魅力・活気・交流を高める交通まちづくりに取り組んできました。しかし、近年、交通を取り巻く環境は厳しくなっており、社会状況を踏まえた対応が必要となっています。

社会状況 1

人口減少・高齢化の進展

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少し、高齢化率が今後ますます上昇すると推計されています。



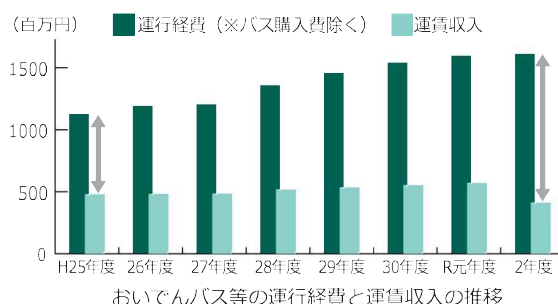
対応 1 高齢者に対する移動支援

今後は高齢者など移動に制約を受ける人への移動支援がより一層必要となります。

社会状況 2

運行経費と運賃収入の差の拡大

交通が充実する一方で、おいでんバス等の運行には多額の経費が掛かっています。収支状況については運行経費と運賃収入の差（市の財政負担額）が大きくなっています。



対応 2 持続可能な移動サービスの構築

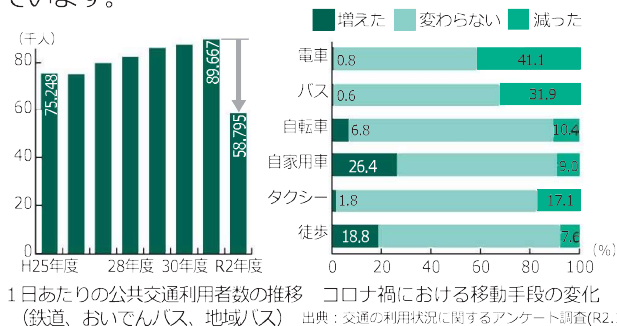
今後も運行経費と運賃収入の差が広がり、現状路線の維持すら困難になる可能性があるため、将来にわたり利用できる移動サービスの構築が必要となります。

社会状況 3

新型コロナウイルス感染症による影響

令和2年度の1日あたりの公共交通利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しました。

また、市民を対象に行ったアンケート調査によると電車やバスの利用を控える傾向がある一方で、自家用車や徒歩などの移動手段を選択する人が増加しています。



対応 3 新たな生活様式に着目した対応

今後はテレワークなどを踏まえた通勤需要などへの対応や、自由目的での外出機会の変化に着目したサービスが必要となります。

社会状況 4

移動に関する新技術の進展

SDGsや脱炭素社会の実現に向けた取組が加速する中で、交通分野においても先進的で環境に配慮した技術が注目されています。



対応 4 新たなモビリティサービスの実現

MaaS^{※1}、CASE^{※2}など移動に関する新しい仕組みや技術の活用により、利便性の高い交通サービスの実現が可能となります。

※1 MaaS…Mobility as a Serviceの略で、様々な交通サービスを最適に組み合わせ検索・予約・決済を一括で行うサービス
 ※2 CASE…Connected Autonomous Share&Service Electricの略で、自動車の次世代技術やサービスの新たな潮流を表す造語

将来像・基本方針・基本目標

社会状況と対応を踏まえ、本計画の「将来像・基本方針・基本目標」を示します。

将来像

人々が暮らしやすく「魅力」「活気」「交流」を生む交通社会

「交通」と「まち」が一体となり、まちがにぎわい、人々が生き生きと楽しみながら暮らしやすい社会

基本方針

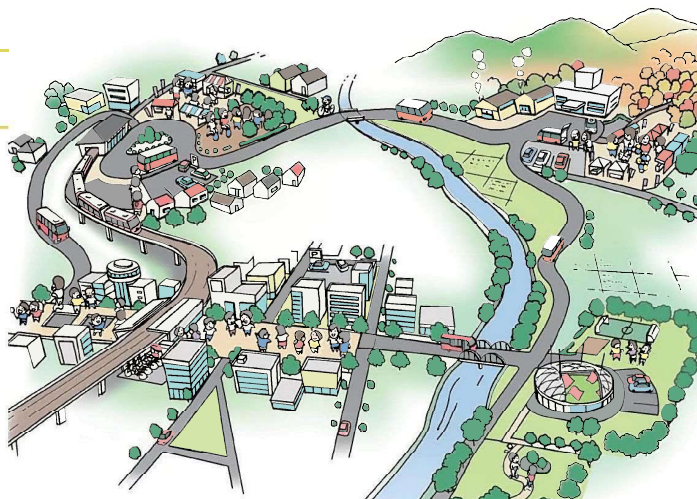
持続可能なまちを支える交通体系の構築

持続可能で暮らしやすいまちを実現するために、まちづくりと連携した交通体系の構築を目指します

基本目標 1

まちのにぎわいを生み出す交通

市内において拠点となる地域核等の交通環境を整備し、主に公共交通での利用を促すことで人々が集まり、まち全体のにぎわいを創出します。



基本目標 2

多様な移動手段を活用できる交通

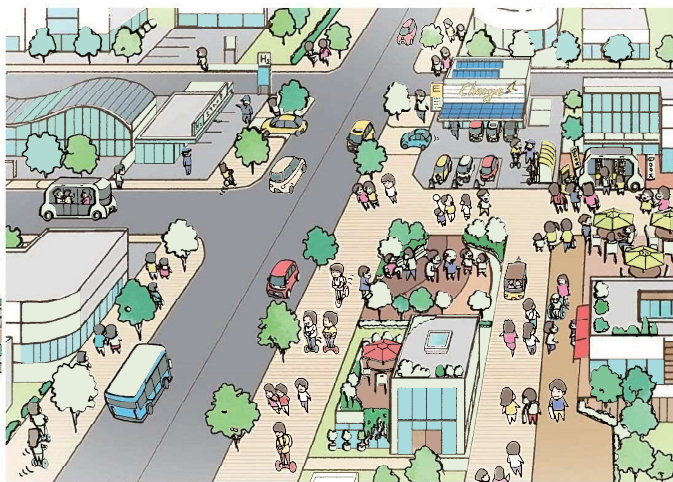
地域・事業者・行政それぞれが互いに理解を深め、支え合いながら多様な移動手段を生み育て、地域特性に合った持続可能な移動サービスを実現します。



基本目標 3

ミライへつなげる交通

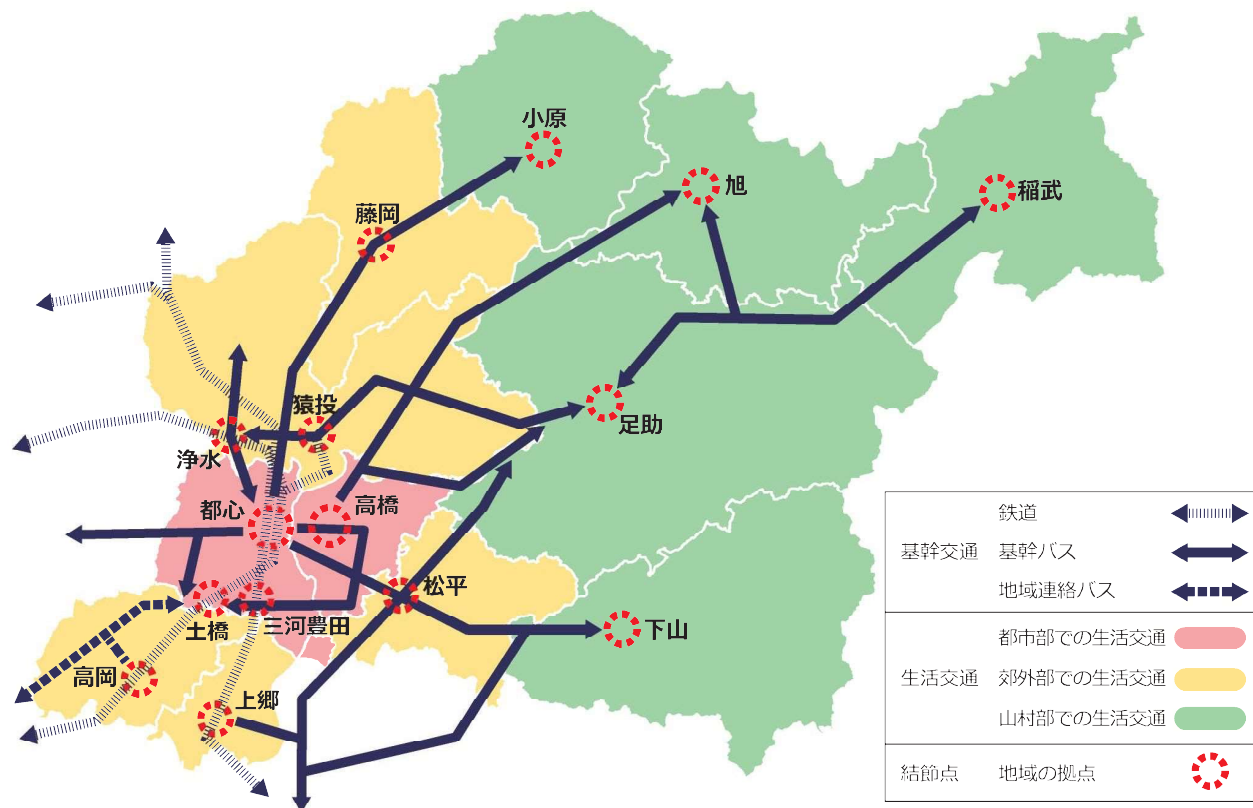
SDGs、カーボンニュートラルといった共通課題へ対応しつつ、将来にわたって利用可能な交通モードの検討を進め、次世代の人々も移動に困らない環境をつないでいきます。



将来の基幹交通ネットワークと生活交通

基幹交通は、現在のネットワークを維持する一方、地域内の移動は「生活交通」として都市部・郊外部・山村部の地域特性に応じて持続可能な移動サービスの展開を目指していきます。

生活交通においては、デマンド交通、タクシー、住民間の助け合いによる送迎など、地域の実態に合わせて多様な移動手段を組み合わせさせていただきます。



各交通手段の位置付け

本市における各交通手段を以下のとおり位置付けます。

	種別	機能・役割	主な利用	運行区間	具体例
基幹交通	鉄道	大量・長距離輸送に適しており、主要拠点をむすぶ重要な幹線ネットワークを担う	主に通勤・通学の移動需要に対応する	市内外の拠点間を結び、南北軸に運行する	・名古屋鉄道線 ・愛知環状鉄道線 ・東部丘陵線（リニモ）
	基幹バス			市内外の拠点間を結び、都心を中心とした放射状に運行する	・おいでんバス ・名鉄バス
	地域連絡バス			地域内外の基幹交通に接続し、原則は地域内を運行する	・高岡地域バス
生活交通	地域内交通	少量・個別輸送に適しており、基幹交通を補完し、日常生活の移動を支える	主に買い物・通院等の移動需要に対応する	地域内にある基幹交通との結節点への接続を前提に、原則は地域内を運行する	・地域連絡バスを除く地域バス ・地域タクシー ・共助による輸送など
	タクシー		個々の様々な移動需要に対応する	市内全域を運行する	・一般タクシー

※地域…主に中学区単位を基本としますが、生活の実態を考慮した上で住民の合意があればこの限りではありません。

※基幹バス、地域連絡バス、地域内交通については、上記に示す役割を実現するため、国の支援制度である地域公共交通確保維持事業により、路線を確保・維持することで、住民の生活手段を存続させていくことが必要となります。

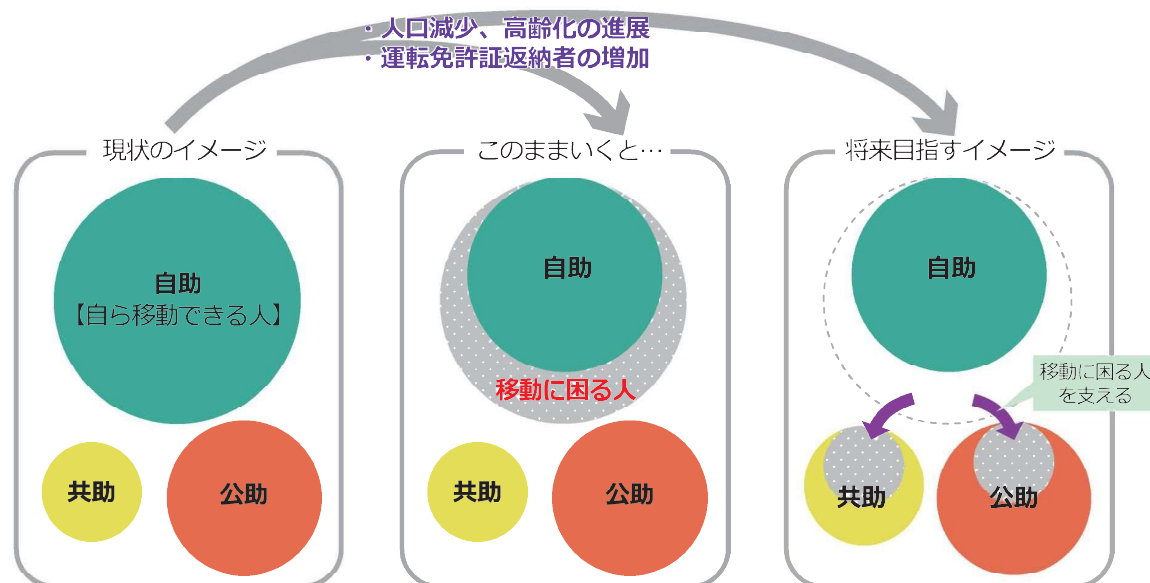
生活交通の考え方

将来にわたり利用できる交通を目指すためには、今までにない視点が必要となり、特に生活交通においては「自助・共助・公助」の組み合わせが重要です。

<自助・共助・公助の定義>

自助	個人が自ら移動手段を確保すること	例) 徒歩・自転車・自家用車の利用、各交通サービスの利用負担
共助	地域※が協力して移動手段を確保すること	例) 地域の協力による送迎、地域の協力金による負担
公助	行政等が移動サービスを提供すること	例) 地域バスの運行、タクシー利用料金の助成

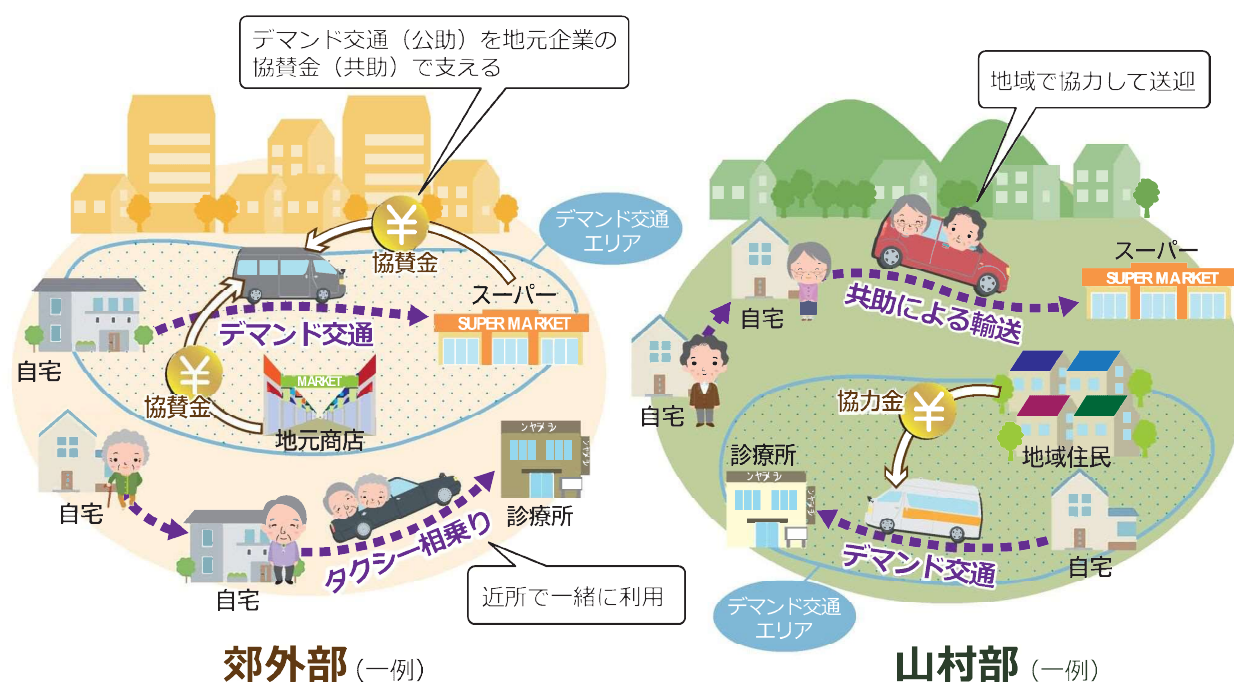
※地域：地域住民、NPO等の団体組織、事業者など



今後は高齢化の進展等により、「移動に困る人」が増えていくため、地域の支え合いによる「共助」と「公助」で地域の移動を支えていきます。

また、「公助」による移動サービスは、これまで以上に利用ニーズや実態に合ったものへ転換を図ります。

「共助」と「公助」の組み合わせによる移動手段のイメージ



取り組むこと

本計画では、主に以下の取組を進めていきます。

I. 基幹バスの運行

● 基幹バスの運行継続

- ・路線を維持し、運行を継続します。基幹バスの運行サービスを評価し、運行改善につなげます。



● 快適で安心安全な運行

- ・適切な車両更新を進めます。車いすやベビーカーでも快適に利用できる車内環境を提供します。

II. 交通環境の整備

● 鉄道機能の向上

- ・名古屋方面へのアクセスを向上させるため、名鉄三河線の複線・高架化を進めていきます。

● 地域核等拠点停留所の機能向上

- ・地域核等拠点停留所の結節機能を整備し乗り継ぎ環境を向上します。

III. 公共交通の利用促進

● 観光事業との連携

- ・市内の公共交通機関を使った観光ルートの提案、イベントの実施や企画券を発行します。

● 健康づくりとの連携

- ・高齢者を対象においでんバスが乗り放題となる定額バスの販売を行います。

IV. 分かりやすい情報発信

● 各種媒体による情報発信

- ・バスマップや「みちなびとよた」等により、情報提供を行います。

● 運行改善システムの活用

- ・ICカードやバスロケーションシステムのデータを活用し、バスの遅延状況を把握することで、ダイヤや改正等に活用します。

V. 生活交通の再構築

重点施策

● 地域バス及び地域タクシーの運行・改善

- ・現在運行している地域バス、地域タクシーの評価を行い、運行形態やサービス内容を見直し、持続可能な移動手段へ転換を図ります。



● 住民共助による輸送への支援

- ・移動に困る人を協力して送迎する地域に対して支援を行い、地域が取り組みやすい環境をつくれます。



● 一般乗用タクシーの活用

- ・生活交通の移動手段として一般乗用タクシーの活用を行います。



VI. 安心して移動できる交通サービスの展開

● 高齢者及び障がい者等への移動支援

- ・介護認定を受けたひとり暮らし高齢者等や障がい者の移動を支援するためタクシー料金の助成券の交付を行います。

● 小中学生・高校生への通学支援

- ・小中学生の通学は遠距離通学となる児童生徒を対象に、スクールバスの運行や通学に要する経費を補助します。
- ・高校生の通学は基幹交通と生活交通で通学しやすい環境を整えます。

VII. 先進的で環境に優れた技術の展開

● CASEをはじめとした先進技術等に関する実証

- ・自動運転などの先進技術実証・実装に向けた取組を進めます。



● 環境に配慮した車両の導入

- ・燃料電池バスを導入し、おいでんバス路線で運行します。



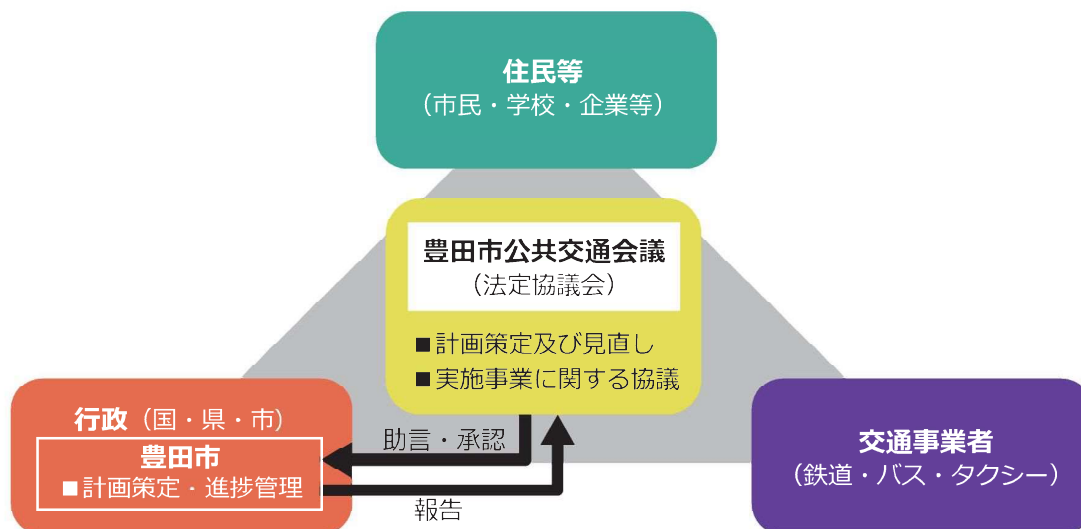
計画の指標

以下の評価指標・参考指標により、計画の進捗状況を評価・確認していきます。

	計画の指標		令和元年度	令和2年度 (現状)	令和7年度 (目標)	基本目標		
						1	2	3
評価指標Ⅰ	1日あたりの公共交通利用者数		9.4万人/日	6.1万人/日	7.7万人/日	●	●	●
評価指標Ⅱ	各地域の拠点停留所の乗降者数		5,800人/日	4,100人/日	4,900人/日	●		
評価指標Ⅲ	複数の交通手段が導入されている 小学校区の数		75/75地域	75/75地域	現状値維持		●	
参考指標Ⅰ	利用者1人あたりの 市の財政負担額	おいでんバス	230円/人	390円/人	280円/人			●
		地域連絡バス 及び地域内交通	1,260円/人	1,800円/人	1,300円/人			
参考指標Ⅱ	環境に配慮したおいでんバス車両の割合		37%	37%	現状値以上			●

計画の推進体制

本計画を「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」による地域公共交通計画に位置づけ、各主体が連携しながら事業を推進します。



以下のスケジュールで計画の事業を進め、事業の進捗状況を「豊田市公共交通会議（活性化再生法による法定協議会）」で報告します。

	令和4年度		令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
事業の計画 (Plan)				→ 次年度事業検討				→ 次年度事業検討				→ 次年度事業検討		
事業の実施 (Do)	事業の実施						事業の実施							
事業の評価 (Check)			● 検証・評価				● 検証・評価				● 検証・評価			
事業の見直し (Action)			→ 見直し・改善				→ 見直し・改善				→ 見直し・改善			
豊田市公共交通会議			● 報告				● 報告				● 報告			

発行元：豊田市 都市整備部 交通政策課
TEL. 0565-34-6603 FAX. 0565-33-2433
E-mail koutsu@city.toyota.aichi.jp